

# 大分市建設工事の情報共有システム活用に関するQ&A

令和4年4月

Q1 情報共有システムとは、どのようなものでしょうか？

A1 インターネットを利用して、工事帳票(「指示・承諾・協議書」など)の作成・提出・決裁・整理等が行えるシステムです。また、インターネットが使用できる環境であれば、「いつでも」「どこでも」モバイル端末やパソコンから閲覧や処理(決裁)する事が可能となります。

Q2 情報共有システムを活用するメリットはありますか？

A2 従来の紙媒体では、工事帳票を作成し印刷後、庁舎に在中する監督員へ提出する必要がありましたが、情報共有システムを利用すると、インターネット経由で瞬時に提出するため、現場代理人が庁舎へ行く必要がなくなります。ただし、大分市建設工事の情報共有システム活用試行要領(以下「試行要領」)第9条に記載している工事帳票については、従来通りの紙媒体での提出となります。

Q3 情報共有システム提供者とは？

A3 「工事施工中における受発注間の情報共有システム機能要件」(※1)を参考にシステムを開発した事業者のことで、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2)に掲載されている事業者のことです。

※1 国土交通省 HP ([http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_rev20/](http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/))

※2 国土交通省 HP ([http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu\\_taiou/](http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/))

Q4 市の要領を満たすシステムであれば、どの情報共有システム提供者でもいいですか？

A4 試行要領第5条1項を満たす情報共有システム提供者(以下「情報共有システム提供者」)を選定してください。

Q5 情報共有システムを利用するには費用が掛かりますか？

A5 利用には費用が掛かります。受注者が情報共有システム提供者と契約し、利用料を支払うこととなります。具体的な費用(基本料金・月額)については、情報共有システム提供者に問い合わせください。

なお、費用については、対象工事(予定価格130万円を超える工事(一部歩掛りを除く))の共通仮設費(技術管理費)率分に含んでいます。

Q6 情報共有システム提供者との契約は、工事ごとになるのでしょうか？

A6 はい、工事1件ごとの契約となります。

Q 7 情報共有システムの利用期間は？

A 7 受発注者間で利用できる期間は、施工計画書提出時以降から、原則工事完了日(完成通知日)までとします。

また、施工計画書提出時に実施の有無を決定することから、施工計画書提出前の工事帳票等は紙媒体での提出となりますので、情報共有システムの効果発現のためにも、早期に施工計画書を提出するよう心掛けて下さい。

なお、施工計画書の提出については、対面での協議が必要と考えられますので、紙媒体での提出としております。

Q 8 情報共有システム利用を一時休止することは可能でしょうか？

A 8 利用期間中、一時的に利用を休止しても構いません。一時的に休止したい場合は、その期間中工事帳票の作成や決裁、閲覧が可能かなど監督員と協議を行って下さい。また、休止期間中の費用等については、情報共有システム提供者に問い合わせください。

Q 9 利用期間中の情報共有システム利用を中止(契約解除)や情報共有システム提供者の変更は可能でしょうか？

A 9 中止や情報共有システムの変更をすることは可能ですが、情報共有システム提供者と受注者間で契約を交わして利用するため、契約内容を確認の上、中止及び変更を行う必要があります。また、中止(契約解除)や変更に伴い発生する費用については、受注者の負担とします。

Q 1 0 建築工事でも情報共有システムを利用することは、可能でしょうか？

A 1 0 今回の試行については、土木工事を対象としていますが、建築工事(機械・電気含む)において受注者の希望があれば、情報共有システムを利用することは可能です。

なお、建築工事(機械・電気含む)では、共通仮設費に情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)が含まれていないため、利用する場合の費用については受注者負担となります。(情報共有システムを利用することによる契約変更は行わない。)

Q 1 1 情報共有システムで処理した工事帳票等(電子データ)は、電子納品で良いですか？

A 1 1 本市では、電子納品を適用していないため、従来どおり紙媒体での納品となります。

Q 1 2 重要事項の指示・承諾・協議案件等は、紙媒体での提出となっていますが、重要事項とはどのようなものですか？

A 1 2 基本的には、システム上の協議等で受発注者間の意思疎通が図られない事項など、協議後等にトラブルの発生が考えられるものです。想定されるものとしては、設計

(契約)変更、地域住民への対応、関係機関との協議、工事現場での事故、その他不測の事態などありますが、重要事項の判断はあくまでも受発注者間の協議で判断をお願いします。

Q 1 3 工事帳票は、「大分県様式」を使用すれば良いですか？

A 1 3 試行要領第 5 条 1 項に、「大分県様式あるいは大分県様式に類似する様式」と記載していますので、どちらを使用しても構いません。

Q 1 4 情報共有システムを活用した場合に、インセンティブ(工事成績評定表の加点など)はありますか？

A 1 4 インセンティブ(工事成績評定表の加点など)は、考えておりません。

Q 1 5 情報共有システムを活用しなかったことや、途中で止めたことなどで、ペナルティー(工事成績評定表の減点など)はありますか？

A 1 5 ペナルティー(工事成績評定表の減点など)は、考えておりません。